

## 訪問看護重要事項説明書

### 1. 訪問看護ステーションなんぶの概要

事業所名	医療法人 社団 誠友会 訪問看護ステーション なんぶ
所在地	宮崎市大字恒久891-14
提供できるサービスの種類	訪問看護 介護保険指定番号 4560190201
サービスを提供する地域	医療保険指定番号 01・9023・5 宮崎市内

\*上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

### 2. 事業所の目的と運営方針

#### (1) 目的

医療法人誠友会が設置する訪問看護ステーションなんぶ（以下、訪問看護ステーションという）は、在宅療養者やご家族が、住み慣れた地域社会や家庭で安心して療養生活を継続できるように、専門的な知識や技術を活かして訪問看護を提供することを目的とします。

#### (2) 運営方針

1. 訪問看護サービスに従事する職員は、在宅療養者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように努めます。
2. 訪問看護ステーションの管理者は、職員が常に在宅療養者やご家族の人権を尊重し、守秘義務を遵守するよう指導いたします。
3. 訪問看護サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. 事務所の職員体制

	常勤	非常勤	夜間待機	業務内容
管理者	1名		あり	事務所・業務の管理等
看護職員	3名		あり	訪問看護計画作成・実施
事務職員		1名		必要な事務を行う

#### 4. 訪問日及び訪問時間

訪問日	訪問時間
月曜日～金曜日	8時30分～17時30分
土曜日	8時30分～12時30分
休日	土曜日の午後・日曜日・祝祭日 年末年始（12月30日～1月3日）

※ 上記時間外においても訪問のご希望があればご相談に応じます。

※ 緊急時訪問看護体制を整備しております。24時間電話対応できます。

《連絡先》 訪問日・時間内 78-5808

訪問日外・時間外 同上の番号にかけていただくと転送になります。

管理者直通 080-3020-1832

#### 5. 訪問看護サービスの内容

- ◎ 健康相談（症状の観察、血圧測定等）
- ◎ 日常の看護（清潔・排泄のお世話、食事の援助、服薬状況確認等）
- ◎ リハビリ ◎ 介護相談 ◎ 診療の補助
- ◎ 医師の指示による医療処置  
（点滴、カテーテルの管理、床ずれや傷の手当等）
- ◎ 終末期看護 ◎ 緊急時訪問看護

#### 6. 利用料金

介護保険・医療保険・健康保険の種類によって負担額が異なります。

##### （1）介護保険の場合

介護保険では、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅支援計画（ケアプラン）に定められた目安を基準とします。適応がある場合は、1割負担となります。下記は基本料金の1割の負担金です。

基本料金	20分未満	30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満
昼間	314円	471円	823円	1128円
深夜・早朝 （50%上乘せ） 22時～6時	471円	707円	1235円	1692円
夜間 （25%上乘せ） 17時30分～22時	432円	589円	1029円	14100円

※ 緊急時訪問看護加算と特別管理加算は、介護保険の区分支給限度基準額の算定対象外になりますが、1割負担となっています。

緊急時訪問看護加算	計画的に訪問することになっていない緊急時訪問に備えて、ひと月に574円をご負担いただきます。訪問をした場合には所要時間に応じた料金がかかります。
特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）	下記の条件に該当する方のみ、ひと月に500円もしくは250円をご負担いただきます。

※特別管理加算は、特別な管理を必要とする方（別に厚生労働大臣が定める疾病や状態にあるもの）に対して、計画的な管理を行うにあたり、ご負担いただくものです。

特別管理加算（Ⅰ） （負担額：500円）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態にある場合。
特別管理加算（Ⅱ） （負担額：250円）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。

## （2）介護保険におけるその他の利用料（①～⑧）

看護の必要度に応じて下記の料金が加算されます。

- ① 長時間訪問看護加算：300単位/回（利用者負担額300円）  
特別管理加算の対象者で、1回の訪問看護提供時間が1時間30分を越える訪問看護を行った場合、所定サービス単位に加算します。
- ② 複数名訪問看護加算：30分未満は254単位/回（利用者負担額245円）  
：30分以上は402単位/回（利用者負担額402円）  
利用者の身体的理由により1人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められる場合や暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合に利用者や家族等の同意を得て加算します。
- ③ ターミナルケア加算：2000単位/死亡月（利用者負担額2000円）  
死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケア（在宅での看取り）を行った場合に加算となります。
- ④ サービス提供体制強化加算 3単位/回（利用者負担額3円）  
サービス提供する看護師のうち勤続年数3年以上が30%以上の場合。

⑤ 退院時共同指導加算：600 単位（利用者負担額 600 円）  
 病院、診療所または介護老人保健施設に入所中若しくは入所中の利用者様に対して主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合で、退院又は退所後の初回訪問看護の際に、1 回（特別な管理を要するものである場合 2 回）に限り算定します。

⑦ 初回加算：300 単位（利用者負担額 300 円）  
 新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対して、訪問看護サービスを行った場合に初回の訪問看護を行った月に算定します。  
 ※ ただし、退院時共同加算と初回加算は、要件に応じてどちらかを算定します。

⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2961 単位（利用者負担額 2920 円）  
 要介護 5 の利用者様に訪問かごを行う場合の加算  
 800 単位（利用者負担額 800 円）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携をして、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて訪問看護を提供した場合、また、要介護度の高い利用者様への対応についての加算となります。

【ご注意ください】

- ※ 介護保険での給付範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。
- ※ 医療処置を行った際に使用した衛生材料（ガーゼ、医療用テープ等）は実費でのご負担になります。
- ※ 状態の悪化等により、医師の指示で特別訪問看護を行う場合には、介護保険でのサービス利用中であっても、月の途中で医療保険にきりかえて訪問看護を継続します。この場合は介護保険と医療保険のご利用分をお支払いいただくこととなります。

(3) 医療保険の場合

医療保険は、利用者様の保険の種類により、訪問看護療養費（①②）として負担していただく金額が異なります。また、訪問看護を提供した日数によって、請求金額が変わります。尚、実費にて負担していただく料金（③）もあります。

保険の種類	利用者様の負担
老人保健 ・高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証に記載	費用の 1 割又は 3 割

健康保険 (政府管掌)	被保険者本人及び家族は 費用の3割
国民健康保険	退職被保険者は費用の3割 一般被保険者は費用の3割

① 訪問看護基本療養費

医師の指示を受け訪問看護計画に基づいて、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行うことに対する療養費です。(下記の1～3割を負担)

- ◎ 週3日までの訪問 一日 5550円
- ◎ 週4日から7日までの訪問 一日 6550円

【注意】訪問時間は1時間30分までの料金となります。

② 訪問看護管理療養費

訪問看護の計画や報告を主治医に文書として提出し、主治医や病院との連携をとりながら訪問看護の実施について計画的な管理を継続していることに対する費用です。利用者様やご家族等との電話による連絡、療養に関する相談、訪問看護の提供に必要な管理に関する費用が含まれています。

(負担は上記と同じ)

- ◎ 月の初日の訪問の場合 7670円
- ◎ 月の2回目以降の訪問の場合 3000円
- ◎ 24時間対応体制加算 5400円
- ◎ 特別管理加算(内容は介護保険と同じ) 5000円又は2500円

③ 交通費(実費での負担)

訪問看護ステーションから利用者様宅までの往復分の料金が訪問のたびに発生します。

1Kmあたり20円  
20Km以上400円

(4) 医療保険におけるその他の利用料(①～⑤)

- ① 休日料金(訪問日以外の時間帯) 2000円(実費負担)
- ② 早朝・夜間・深夜の訪問の場合は、訪問看護療養費として加算されます。
  - ◎ 夜間・早朝加算(6時～8時・18時～22時) 2100円
  - ◎ 深夜加算(22時～6時まで) 4500円